

令和5年度
議員と語ろう！
～佐賀市の今とこれから～



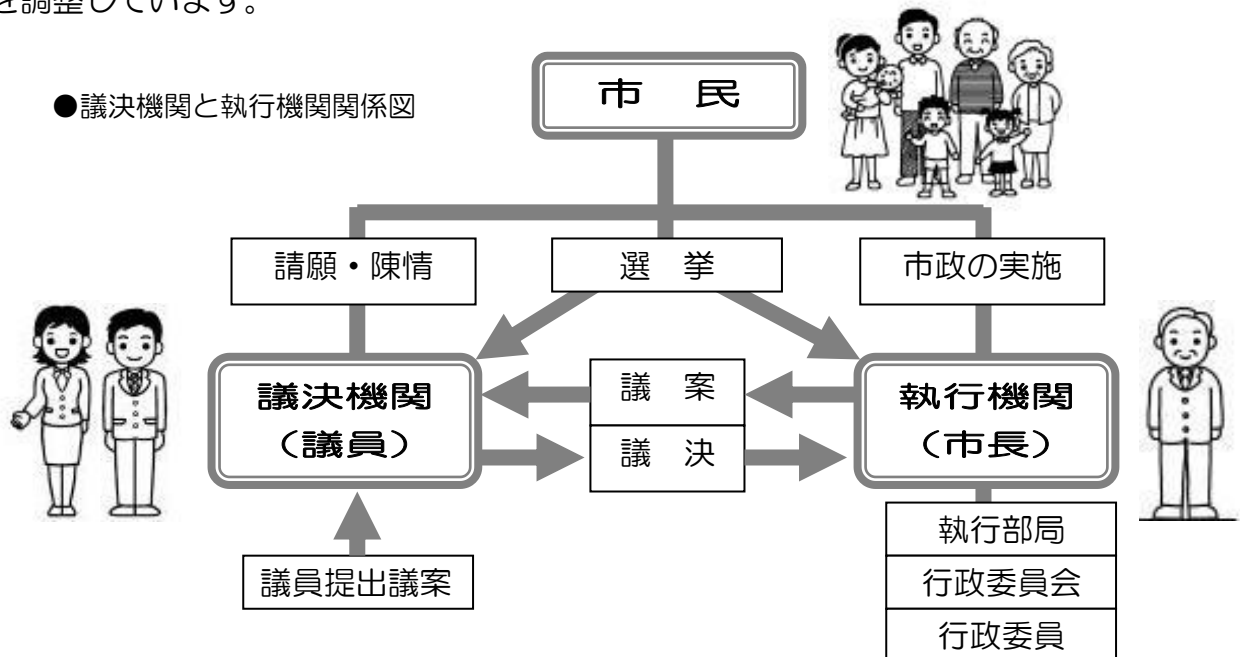
- 議会のしくみ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ここが聞きたい！議会のあれこれ・・・ 5
- 議員の紹介・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 佐賀市議会基本条例・・・・・・・・・・・・ 10

議会のしくみ

市議会は、市民の要望を市政に反映させるため、日常生活にかかわる様々な問題を審議し決定します。このため、市が執行機関と呼ばれているのに対して、議会は議決機関と呼ばれています。主な役割は次の通りです。

- 市長や議員から提出された議案を審議して、その可否を決定します。
- 市の事務（予算の執行や条例に基づいた仕事）が正しく行われているか、調査・検査します。また、監査を求める事もあります。
- 議案を提出します。（但し議員には、予算案の発案権はありません）
- 市民の生活に関わる問題について、県や国に意見書を提出します。
- 市民から出された請願や陳情を受理します。請願については内容を審査し、採択したものについては、その実現に努めます。

執行機関である市は、執行部局、行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会など）、行政委員（監査委員）により構成されています。市長は、執行機関を統括し、全体の業務を調整しています。



議会基本条例

地域主権改革や、全国的な市町村合併等により、地方公共団体を取り巻く環境は大きく変容してきており、自己決定と自己責任の原則がより一層拡大してきました。このような中、佐賀市議会は、平成21年4月に、市民との協調の下、自らの創意と工夫により佐賀市が抱える課題について政策立案・提言を行うとともに、積極的な情報公開に努め、真の地方自治の実現を目指すため、この条例を制定しました。

議員の定数と任期

定数

36名

任期

任期4年 今期は令和7年10月22日まで

会派

佐賀市議会では、各議員の政策などを効果的に市政に反映させるために、同じ主義・主張を持った議員が集まって、会派を結成して活動しています。佐賀市議会では3名以上の議員の集まりを会派と呼びます。

市議会の運営

佐賀市議会には定期的に行われる定例会と必要に応じて開かれる臨時会があります。議案などの審査をより詳しく専門的に行うために委員会を設けています。このうち、常任委員会は、そのときの議会に提案された議案を審査します。特別委員会はその時々に応じて必要とされる事項について調査をするために設置します。

定例会

定例会は、一年間に4回（通常は3月、6月、9月、12月）開かれます。

臨時会

市議会の議決が必要な事項が、急を要し定例会では間に合わない場合、これを審議するために臨時会が開かれます。



委員会

常任委員会

総務委員会
福祉教育委員会
経済産業委員会
建設環境委員会

議会運営委員会

特別委員会

水害対策調査特別委員会
佐賀空港の自衛隊駐屯地計画に関する調査特別委員会

協議又は調整を行うための場

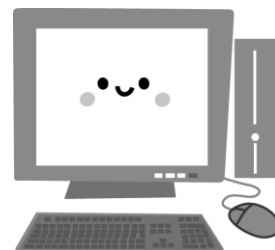
全員協議会
議会運営等改革検討会
議会広報広聴委員会
議案勉強会
議会報告会

会議の流れ

- ▼議案の提出 議会に市長または議員から議案が提出されます。
- ▼提案理由の説明 議案の提出者が「なぜこの議案を出したか」を説明します。
- ▼一般質問 市政運営全般に対して質問を行うことを、一般質問と言います。市の現状や、市政運営に対して質問したり、政策提言を行います。持ち時間は、質問と答弁を合わせて1人60分以内です。
- ▼議案質疑 提出された議案の内容に関して、より一層深い説明を求めるために行います。
- ▼委員会付託 常任委員会に議案の専門的な審査を委ねます。
- ▼委員会審査 委ねられた議案を常任委員会で詳細に審査します。
- ▼委員長報告 常任委員会でどのような審査が行われたかを、委員長が報告します。
- ▼討論 本会議での採決を行う前に、賛成、反対について意見を述べます。
- ▼議決 最終的に議員全員で採決します。

市議会の活動を知るには

- 傍聴 本会議、委員会等の法定会議は、原則公開となっています。本会議傍聴席は65席で、車椅子での傍聴もできます。補聴支援システムと、音声を文字で表示するモニターを用意しています。
- テレビ放映 本会議の様子は、ぶんぶんテレビで実況放映しています。
- インターネット 市議会のホームページで本会議の動画をご覧いただけます。ライブ配信とオンデマンド（録画）配信です。スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけます。
- 会議録 本会議だけでなく、委員会についても議事内容が会議録として記録されています。本会議と常任委員会については、市議会ホームページでその内容を公開しています。会議録は議会図書室でもご覧になれます。
- 市議会だより 市議会の活動を、定例会終了ごとに年間4回「さが市議会だより」として作成し、市内のすべてのご家庭に配布しています。
- フェイスブック 議会の活動や本会議の情報、議員活動に関する情報を配信しています。



議会活性化の取り組み

佐賀市政治倫理条例の施行	平成5年4月
議会のケーブルテレビ放映	平成14年6月定例会から
議員の審議会等委員への就任廃止	平成15年4月から
出席費用弁償（日当）の廃止	平成16年4月から
一般質問に一問一答式を導入	平成16年12月定例会から
インターネットによる議会中継	平成20年6月定例会から。生中継及び録画放映
議会棟のバリアフリー化	平成20年12月定例会から。トイレ・傍聴席の改修およびエレベーターの設置
委員会の議事録のホームページでの公開	平成21年3月定例会から
佐賀市議会基本条例の施行	平成21年4月
委員会の原則公開	平成21年4月から
議会報告会の実施	平成22年度から
事務事業評価の実施	平成22年度決算から平成25年度決算まで。より具体的な提言を目指し、事務事業に対する評価を実施。評価報告書を市長に提出
議員定数の削減	平成24年12月定例会で決定。38人から36人に削減。（平成25年10月改選より）
議会単独ホームページの開設	平成26年6月から
決算議案に対する附帯決議	平成26年9月定例会から（原則）
議案質疑に分割質疑方式導入	平成27年3月定例会から
法定会議の原則公開	平成27年4月から。全ての法定会議を原則公開。（常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、議会運営等改革検討会、議会広報広聴委員会等）。
傍聴規則の変更	平成28年6月から（傍聴人名簿の廃止ほか）
タブレット端末の導入	平成28年12月から
議会BCP（業務継続計画）を策定	令和元年10月
議場傍聴席に文字情報用モニターを設置	令和2年6月から

ここが聞きたい！議会のあれこれ

Q. 議員にはどうしたらなれるのですか？

A. 選挙権のある25歳以上で、引き続き3ヶ月以上市内に住所のある人は、市議会議員に立候補する資格があります。議員になるには、4年ごとに行われる市議会議員選挙に当選することが必要です。議員の人数(定数)は地方自治法の規定により、条例によって定めることになっています。佐賀市議会の定数は平成25年10月の改選から36人になりました。

Q. 「議員バッジ」はいつ誰からもらうのですか？

A. 市議会議員選挙での当選確定後に行われる「当選証書付与式」のときに、市議会事務局から貸与されます。市議会議員バッジは全国共通のデザインとなっています。

Q. 議員は市職員と同じように市議会に来ているのですか？

A. 議員は市職員と異なり非常勤特別職ですので、毎日市議会に出席しているわけではありません。本会議や委員会等の開催に合わせ、また、自身の議会活動のためなど必要に応じて市議会に出席しています。

Q. 定例会が行われていないときは議員は何をしているのですか？

A. 必要に応じて常任委員会(委員研究会)、特別委員会、代表者会議、全員協議会など、市政上の重要な問題などを話しあう会議が開かれます。また、議員はこの時期を利用して、他自治体の先進事例を視察するなどの活動をしています。また、地域のさまざまな活動や問題解決に取り組んでいます。

Q. 本会議を傍聴するにはどうしたらいいですか？

A. 傍聴するときは、市役所東玄関の北側にある傍聴専用エレベーターで2階に行き、議場内の階段を上がり、傍聴席まで行きます。階段を登るのが困難な方は、傍聴受付にある電話で議会事務局にご連絡下さい。議場内には、車椅子対応のエレベーターと傍聴スペースもあります。



Q. 傍聴は子どもや市外の人でもできるのですか？

A. 本会議、委員会、全員協議会など、会議は原則公開となっており、どなたでも傍聴することができます。ただし、「大きな声を出して会議の邪魔をしない」「飲食をしない」など、いくつかのルールを守っていただく必要があります。

Q. 議員にも「退職金」や「定年」はあるのですか？

A. 議員には退職金や定年はありません。市民のみなさんの代表として、しっかり働ける間は生涯現役です。また、平成23年6月には地方議会議員の年金制度が廃止されました。

Q. 議員の報酬はどうなってますか？

A. 議員の報酬・期末手当は、条例で定められています。報酬額を変更する場合は、この条例の改正が必要で、市長が諮問する佐賀市特別職給与等審議会からの答申を受けて議案として提出され、議会の議決を経て決められます。

● 報酬（月額） 令和5年4月1日現在（円）

	議長	副議長	議員
佐賀市	692,000	607,000	553,000
唐津市	503,000	459,000	438,000
武雄市	490,000	440,000	(注1) 410,000
神崎市	400,000	332,000	310,000
福岡市	1,060,000	970,000	880,000
大分市	766,000	695,000	641,000
宮崎市	696,000	625,000	583,000

(注1) 但し、常任（議運）委員長は、425,000円

● 期末手当（佐賀市）…期末手当基礎額（報酬月額×1.15）×3.3

Q. 政務活動費とはどのようなものですか？

A. 政務活動費は、議員の調査研究に資するために必要な経費の一部として、ひとりあたり月額5万円（年間60万円）が支給されます。ただし、残余金がある場合や使途基準に合致しない場合には返還することになっています。使途は、研究研修費や、調査旅費、資料購入費などの「政務活動」に限られます。佐賀市議会では、市民の皆さまのご理解が得られるよう、平成17年10月から自主的に使途についての運用方針を定め、使途の厳格化・透明化に鋭意取り組んでいます。

- 平成20年度 ・領収書の添付を義務化
- 平成23年度 ・関係書類の自主公開（請求による公開から変更）
・他の活動と兼用するパソコン、デジタルカメラ等を購入した場合、その経費の1/2が対象（全額から変更）
- 平成24年度 ・他の活動と兼用するパソコン、デジタルカメラ等をリースした場合、その経費の1/2が対象（全額から変更）
- 平成26年度 ・関係書類のホームページでの公開開始

議員の紹介

(2023.4.1 現在)

任期：令和3年10月23日～令和7年10月22日

顔写真	氏名(よみがな) 議席順 会派/委員会・住所地・議員当選回数/年齢 私の政治信条 E-mail アドレス等
	<p>中島 妙子 (なかしま たえこ)</p> <p>公明党/経済産業・新栄東・①/56歳</p> <p>女性の視点を活かした政策の実現に全力で取り組んでまいります</p> <p>https://www.komei.or.jp/km/saga-nakashima-taeko/</p>
	<p>藤田 佳典 (ふじた よしのり)</p> <p>ネットワーク佐賀/総務・木原・①/46歳</p> <p>戻ってきたいまち佐賀市</p> <p>子育てしたいまち佐賀市</p> <p>皆様とともに佐賀市を創ります！</p>
	<p>江口 善己 (えぐち よしみ)</p> <p>ネットワーク佐賀/経済産業・川副町・①/84歳</p> <p>人生100年・生涯現役</p> <p>E-mail: sukidesu230712@gmail.com</p>
	<p>諸富 八千代 (もろどみ やちよ)</p> <p>佐賀みのりの会/福祉教育・中の小路・①/44歳</p> <p>一人一人の声に耳を傾け、対話を大切にしながら、佐賀市のために頑張ります！</p> <p>https://もろどみ八千代.com</p>
	<p>稲葉 嵩広 (いなば たかひろ)</p> <p>自由民主党/経済産業・西田代・①/37歳</p> <p>次世代に不安を残さない市政づくりを目指して!!</p> <p>E-mail: t.inaba@inabatakahiro.jp</p>
	<p>川崎 健二 (かわさき けんじ)</p> <p>自由民主党/福祉教育・神野西・①/64歳</p> <p>教育・福祉・まちづくり</p> <p>皆様の思いを議会に届け市政を変えます。</p>
	<p>御厨 洋行 (みくりや ひろゆき)</p> <p>自民清流/経済産業・神園・②/51歳</p> <p>子どもたちの未来のために</p> <p>mikuriyahiroyuki.com</p>
	<p>西岡 真一 (にしおか しんいち)</p> <p>自民清流/福祉教育・金立町・②/64歳</p> <p>あらゆることを自分を勘定に入れずよく見聞しわかりそして忘れず。</p> <p>E-mail: nishioka@rouge.plala.or.jp</p>
	<p>江原 新子 (えはら しんこ)</p> <p>自由民主党/経済産業・八戸溝・②/61歳</p> <p>今ここにない佐賀市の未来をあなたと、笑顔あふれる佐賀市の未来のために全力で取り組みます！</p>
	<p>富永 明美 (とみなが あけみ)</p> <p>ネットワーク佐賀/総務・兵庫北・②/49歳</p> <p>佐賀市で育って良かったと思えるよう子ども達の明日のために頑張ります！</p> <p>E-mail: sorairo.at1201@gmail.com</p>
	<p>久米 勝也 (くめ かつや)</p> <p>ネットワーク佐賀/建設環境・本庄町・②/63歳</p> <p>「現場第一」皆様の声を聞き暮らしやすい佐賀市になる為に頑張ってます。</p>
	<p>中村 宏志 (なかむら ひろし)</p> <p>公明党/総務・日の出・②/51歳</p> <p>一人一人の声を大切にし、生活現場の課題と新しい市民生活に向かって努めてまいります。</p>



村岡 卓 (むらおか たかし)

公明党 / 福祉教育・大和町・③ / 49歳

住みよい誇りの持てる佐賀市建設のため、
若い力で全力を尽くします。

<https://www.komei.or.jp/km/saga-muraoka-takashi/>



松永 憲明 (まつなが けんめい)

ネットワーク佐賀 / 福祉教育・富士町・④ / 73歳

1949.11.17生
子どもが生き生きと学べる環境を！！
中山間地域の活性化を！！
E-mail: matuken38@b2.bunbun.ne.jp



山田 誠一郎 (やまだ せいいちろう)

ネットワーク佐賀 / 建設環境・東与賀町・④ / 66歳

“人に、自然にやさしいまちづくり”を
皆さまとともにめざします。



実松 尊信 (さねまつ たかのぶ)

緑楠自民 / 経済産業・開成・③ / 49歳

決断・突破・「解決」
人との出会いを大切に。



宮崎 健 (みやざき たけし)

自由民主党 / 総務・八幡小路・③ / 38歳

政治とは生活であり、
民主主義は人類の叡智の結晶である。
若さと情熱で佐賀を元気に！！



永渕 史孝 (ながふち ふみたか)

自由民主党 / 建設環境・若楠・③ / 46歳

若者たちが、まちを離れず生まれた佐賀市
で、健やかに生き続けられる、そんなまちを
つくるべく粉骨砕身努力します。

<https://nagafuchi-fumitaka.com/>



松永 幹哉 (まつなが みきや)

自由民主党 / 経済産業・大和町・④ / 61歳

「和を以て貴しと為す」次世代に
笑顔で渡せる地域づくりに努めます。

E-mail: hitsuki@me.com



川副 龍之介 (かわそえ りゅうのすけ)

自由民主党 / 福祉教育・西与賀町・④ / 61歳

「経世済民」を胸に秘め、愛をもって正義を貫き、
佐賀市の子どもたちのために尽くします。

E-mail: kryunosuke0615@icloud.com



重松 徹 (しげまつ とおる)

自由民主党 / 総務・東与賀町・⑤ / 73歳

相手の立場に立って心ある行動こそが、
政治の第一歩であると認識します。

E-mail: toru7-11@water.ocn.ne.jp



堤 正之 (つつみ まさゆき)

自由民主党 / 総務・鍋島町・⑤ / 68歳

業隠に「端的只今の一念より外は
これなく候」とある。市民の願いを集め
住みよい街づくりを目指します。



白倉 和子 (しらくら かずこ)

さが未来 / 総務・川副町・⑤ / 73歳

しなやかに！のびやかに！初心忘れず！
市民視点で透明性のある議会を！

フェイスブック/E-mail : sirakura@po.saganet.ne.jp



江頭 弘美 (えがしら ひろみ)

自由民主党 / 総務・諸富町・⑤ / 69歳

義を見て為さざるは勇無きなり
(見義不為、無勇也)

E-mail: uozen@smile.ocn.ne.jp



千綿 正明 (ちわた まさあき)

自由民主党 / 経済産業・鍋島町・⑤ / 63歳

いつも元気に明るく市民目線で頑張ります。

E-mail: maboo1959@gmail.com

<http://chiwatamasasaki.com/>



平原 嘉徳 (ひらばる よしのり)

自民清流 / 建設環境・大和町・⑤ / 60歳

一以貫之(いちいかんし)

深い真心をもって一つの思いを貫き通す

E-mail: hirabaru@ina.bbq.jp



福井 章司 (ふくい しょうじ)

自由民主党/福祉教育・水ヶ江・⑤/77歳

市民の代表として、何事も信念を持って、
失敗を恐れず、必要に応じては大胆に
行動します。



山口 弘展 (やまぐち ひろのぶ)

緑楠自民/建設環境・久保泉町・⑤/60歳

まずは現場！市民の「生の声」を
お聞かせいただき、皆様との協働により
市政発展に努めてまいります。



川原田 裕明 (かわはらだ ひろあき)

緑楠自民/建設環境・嘉瀬町・⑤/69歳

『活力』『活性』『活気』！！
元気な街づくりは、市政発展の源。
市民の方との対話を深め、今一歩前進。



中野 茂康 (なかの しげやす)

緑楠自民/経済産業・久保田町・⑤/73歳

人にやさしい街づくりを基本理念として、
安全安心なまちづくりに情熱と行動力で
全力疾走します。



黒田 利人 (くろだ としと)

緑楠自民/総務・緑小路・⑤/73歳

「政治は人が成すもの、人は心なり」
との信条で、人と人の絆を大切に。
安全・安心なまちづくりを目指します。



山下 明子 (やました あきこ)

市民共同/福祉教育・白山・⑤/62歳

住民こそ主人公の政治、あなたとともに。
E-mail: akikoy@cc-saga.com
☆ブログ「山下明子」/Facebook/Twitter



嘉村 弘和 (かむら ひろかず)

自由民主党/建設環境・南佐賀・⑤/68歳

現場へ足を運び
自分の足で立って、目で見て
声に耳を傾ける



西岡 義広 (にしおか よしひろ)

自由民主党/建設環境・北川副町・⑤/70歳

“いつも地域で足ふんばって”をモットーに
日頃汗をかいて頑張っています。

《議長》



重田 音彦 (しげた なるひこ)

緑楠自民/福祉教育・富士町・⑤/59歳

— 温故知新 —
尊敬する政治家 三木武吉・田澤義鋪
E-mail: yama63927@docomo.ne.jp

《副議長》



野中 宣明 (のなか のぶあき)

公明党/建設環境・諸富町・⑤/51歳

「一人を大切に、誠実に」を信条とし、
市民生活の向上に全力を尽くします。
<https://www.komei.or.jp/km/saga-nonaka-nobuaki/>



○佐賀市議会基本条例

平成 12 年のいわゆる地方分権一括法の施行により、本格的な地方分権に向けたスタートが切られ、その後、全国的に市町村合併が進むなど、地方公共団体を取り巻く環境は大きく変容し、地方公共団体の自己決定及び自己責任の原則がより一層拡大してきたところである。

このような地方分権の時代にあっては、議員の合議体である議会は、市長とともに市民の直接選挙により選出された市民の代表であるという二元代表制の一翼を担う存在として、その果たすべき役割及び責務がますます増大してきており、議会のあるべき姿を再確認し、明確にすることが求められている。

このため佐賀市議会は、市民との協調の下、市民を代表する機関の一つとして自らの創意と工夫により政策立案及び政策提言を行うとともに、積極的に議会改革に取り組み、市長との緊張関係を保持しながら、真の地方自治の実現を目指すことを決意する。

よって、ここに議会が果たすべき役割と責務の重さを深く自覚し、市民の負託に全力でこたえていくことを誓い、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、議会、議員及び議長の活動原則を明らかにするとともに、議会と市民及び市長等との関係並びに議会に関する基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確にこたえ、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

(最高規範性)

第 2 条 この条例は、議会における最高規範であって、この条例の趣旨に反する議会に係る条例、議会規則、議会告示等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、議員の任期開始後、速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

(議会の活動原則)

第 3 条 議会は、議会が、議員、市長、市民等の交流及び自由な討論の場であるとの認識に立つものとする。

2 議会は、主権者である市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじ、市民に開かれ

た議会として、市民参加を目指して活動するものとする。

3 議会は、市の施策に対する意思決定を行う議決機関として、市政運営状況の監視及び評価を行うとともに、適切な判断と責任ある活動を行わなければならない。

(議員の活動原則)

第 4 条 議員は、市民福祉の向上を目指して活動しなければならない。

2 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。

3 議員は、自己の能力を高める不断の研さんに努め、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握しなければならない。

(議長の活動原則)

第 5 条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努め、民主的な議会運営を行わなければならない。

第 2 章 市民との関係

(市民との関係の基本原則)

第 6 条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底するとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 12 項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を原則として公開するものとする。

3 議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

4 議会は、議会及び議員の政策形成能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図るために、議員の全部又は一部と市民等との意見交換の場を設けることができる。

(平 24 条例 46・平 30 条例 17・一部改正)

(議会広報の充実)

第 7 条 議会は、前条第 1 項の責務を果たすとともに、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう、多様な手段を活用し、広報の充実に努めるものとする。

(平 30 条例 17・一部改正)

(議会報告会)

第 8 条 議会は、議会活動の報告の場として、議会報告会を行うものとする。

2 議会報告会に関し必要な事項は、別に定める。

(平 30 条例 17・一部改正)

第 3 章 市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第 9 条 議会は、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)と常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び市長等への政策提言を通じて、市政の発展に取り組まなければならない。

2 市長等の職員は、本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において、議長又は委員長の許可を得て、質問することができる。

(市長等による政策等の形成過程の説明)

第 10 条 議会は、市長等が提案する計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)について、政策等の水準を高めるため、市長等に対して、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

- (1) 必要とする背景及び目的
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 期待される効果
- (4) 総合計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係する法令及び条例等
- (6) 財源措置
- (7) 将来負担すべき経費

2 議会は、前項の政策等を審議するに当たっては、当該政策等の立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(平 30 条例 17・一部改正)

(予算及び決算の審議における政策説明)

第 11 条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長等に求めるものとする。

(市政に係る重要な計画の議決等)

第 12 条 地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決事件は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図

るための基本構想及びそれに基づく基本計画の策定、変更等とする。

2 議会は、市長等が各行政分野における基本的な計画の策定、変更等をするために計画の概要を公表し、広く市民等から意見等を募集するときは、あらかじめ、市長等に当該計画の策定、変更等を行う理由及び概要の説明を求めるものとする。

(平 23 条例 9・平 30 条例 17・一部改正)

第 4 章 議会の機能の強化

(会派)

第 13 条 議員は、議会活動を行うため、会派(議会において基本的政策が一致する 3 人以上の議員をもって構成し、活動を行う団体をいう。以下同じ。)を結成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定及び政策提言に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

(政務活動費)

第 14 条 会派及び会派に準ずるクラブ等は、調査研究その他の活動に資するために政務活動費の交付を受けたときは、証拠書類を公開すること等により、その使途の透明性を確保するものとする。

2 前項に定めるもののほか、政務活動費の交付に関しては、佐賀市議政務活動費の交付に関する条例(平成 17 年佐賀市条例第 248 号)の定めるところによる。

(平 24 条例 46・一部改正)

(議会改革の推進)

第 15 条 議会は、議会改革に継続的に取り組むため、議員で構成する議会運営等改革検討会を設置する。

(専門的事項に関する調査)

第 16 条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査に当たり、学識経験を有する者等を積極的に活用するものとする。

(議員研修の充実強化)

第 17 条 議会は、議員の政策の形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

(議会図書室)

第 18 条 議会図書室は、誰もが利用することができる。

2 議会図書室の利用に関しては、佐賀市議会図書管理規程(平成 17 年佐賀市議会規程第 6 号)の定めるところによる。

3 議会は、議会及び議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実に努め、その有効活用を図るものとする。

(議会事務局の体制整備)

第 19 条 議会は、議会及び議員の政策の形成及び立案機能の支援体制を強化するため、議会事務局の調査及び法制機能の充実を図るものとする。

第 5 章 政治倫理

(政治倫理)

第 20 条 議員は、高い倫理的義務が課せられていることを自覚し、市民の代表として良心及び責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、政治倫理の確立及び向上に関しては、佐賀市政治倫理条例(平成 17 年佐賀市条例第 5 号)の定めるところによる。

第 6 章 見直し手続

(見直し手続)

第 21 条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを定期的に検証するものとする。

2 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 1 日条例第 9 号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成 23 年法律第 35 号)中地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 条の改正規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 21 日条例第 46 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 14 条の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 72 号)附則第 1 条ただし書の政令で定める日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 23 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。